

区長報告第一号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成三十年一月十日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成三十年二月十四日

港区長 武井雅昭

記

平成二十八年七月二十二日議決を得た工事等委託契約（赤坂四丁目地区電線共同溝整備工事等の委託）の工期「契約締結の日の翌日から平成三十年一月三十一日まで」を「契約締結の日の翌日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。